

## ノートルダム清心女子大学動物実験指針

### (目的)

第1条 この指針は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法律」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「基準」という。）及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）に基づき、ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）において、動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供するための実験等（以下「動物実験」という。）の計画及び実施に際し、科学的及び動物愛護の観点から遵守すべき必要な事項を定め、もって適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

### (適用)

第2条 この指針は、本学において行われる哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物を用いる全ての実験に適用する。

2 霊長類を用いる実験については、サル類を用いる実験遂行のための基本原則（昭和61年6月14日日本霊長類学会）及びこの指針に定めるもののほか、関連する指針等を十分に遵守して行うものとする。

3 哺乳類、鳥類及び爬虫類以外の脊椎動物を用いる動物実験については、この指針を尊重するものとする。

### (学長の責務)

第3条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験委員会の設置、本学動物実験指針の策定、動物実験計画の承認、動物実験計画の実施結果の把握、その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じる。

### (実験管理者)

第4条 本学に、動物実験の実施に関して学長を補佐するため、動物実験管理者（以下「実験管理者」という。）を置く。

2 実験管理者は、動物実験を行うための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者のうちから、学長が委嘱する。

3 実験管理者の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (動物実験委員会)

第5条 本学に、ノートルダム清心女子大学動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）を置く。

2 動物実験委員会は、学長の諮問を受け、動物実験計画が動物実験等に関する法令及び本指針に適合しているかどうかの審査を実施し、その結果を学長に報告するとともに、必要に応じ助言を行う。

3 動物実験委員会に関する規則等は別に定める。

(実験実施者及び実験責任者)

第6条 動物実験を実施する者（以下「実験実施者」という。）のうち、動物実験に関する業務を統括する者（以下「実験責任者」という。）は、動物実験を計画し、及び実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、関連する実験方法に精通し、習熟するものとする。

- (1) 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により、実験動物を適切に利用することに配慮すること。
- (2) 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により、実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼育条件を考慮すること。
- (3) 動物実験の実施に当たっては、法律、基準及び基本指針を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。
- (4) 動物実験の安全確保に影響を及ぼす知見が得られた場合、又は実験中若しくは輸送中に事故があった場合は、直ちにその旨を学長、実験管理者、動物実験委員会に報告すること。
- (5) その他動物実験を適切に行うために必要な事項を行うこと。

(動物実験計画の申請手続き及び承認)

第7条 実験責任者は、動物実験を実施するに当たっては、事前に別記様式第1号による動物実験計画書を、学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項による動物実験計画書を受理したときは、動物実験委員会の審査を経て、その申請を承認し又は却下し、その旨を実験責任者に通知するものとする。

(動物実験実施結果の把握)

第8条 実験責任者は、動物実験を実施した場合は、別記様式第2号により、速やかに実施結果について学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、実験責任者から動物実験の実施結果について報告を受けた場合は、必要に応じ、動物実験委員会の議を経て適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

(実験動物の飼養及び保管)

第9条 実験管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力並びに実験責任者が策定した動物実験計画を勘案の上、実験動物を飼養及び保管しなければならない。

- 2 実験管理者は、施設への実験動物の搬入に当たっては必要に応じて適切な検疫を行い、実験責任者等及び他の実験動物の健康を損ねることのないように努めなければならない

い。

(健康及び安全の保持)

第 10 条 実験管理者、実験責任者及び実験実施者（以下「実験管理者等」という。）は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に飼料及び水の補給を行うこと。

(2) 実験動物が、実験等の目的に係る疾病以外の疾病に罹患することを予防する等、必要な健康管理を行うこと。

(実験終了後の処理)

第 11 条 実験実施者は、実験を終了した動物に対して、適正な処置を行うものとする。

2 実験管理者等は、動物の死体について、人の健康及び生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならない。

(生活環境の保全)

第 12 条 物理的、化学的に危険な物質、病原体あるいは遺伝子組み換え生物等を用いる実験等においては、これらに関連した法令等に従わなければならない。

2 実験管理者等は、実験動物の汚染物等の適切な処理を行い、実験施設を常に清潔にして微生物等による環境の汚染、悪臭の発生等を防止し、並びに施設の整備等により騒音の防止を図ることによって、周囲の生活環境の保全に努めなければならない。

(教育訓練の実施)

第 13 条 学長は、実験管理者等に対し、動物実験の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした教育訓練の実施、その他実験管理者等の資質向上を図るために、必要な措置を講じるものとする。

(自己点検・評価及び検証)

第 14 条 学長は、動物実験の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、大学における動物実験の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、必要に応じて、当該点検及び評価の結果について、学外者による検証を実施することに努めるものとする。

(情報公開)

第 15 条 学長は、動物実験に関する情報を毎年 1 回程度、本学のウェブページで公表するものとする。

(その他)

第 16 条 この指針に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、動物実験委員会が別に定める。

第 17 条 この指針の改廃は、教授会の議を経て評議会で行う。

附 則

この指針は平成 19 年 2 月 14 日から施行する。